

## ※ 必ずご確認ください!

### 積算内訳書の提出について

厚真町では、平成22年9月1日以降に執行する入札について、積算内訳書の提出していただくことになりました。

つきましては、執行通知書をよくご確認の上、積算内訳書を提出してください。詳しくは下記のとおりです。

1 積算内訳書は原則すべての入札において提出しますが、工事により入札参加者全員が提出する場合と、落札者のみが提出する場合の二通りあります。執行通知書に入札参加者全員が提出するのか、落札者のみが提出するのかを記載していますので、よくご確認の上、間違えのないよう入札に参加してください。

■執行通知書の【 10 その他 】に次のように記載しています。

(1) 積算内訳書 積算内訳書を入札書に添付して提出してください。積算内訳書の添付のない入札書は無効となります。

……(入札参加者全員が提出する場合)

(1) 積算内訳書 落札者は、入札終了後、\*直ちに積算内訳書を提出してください。

……(落札者の身が提出する場合)

■提出された積算内訳書は原則非公開とします。

■\*直ちに＝落札者のみが積算内訳書を提出する場合は、入札終了後、役場の契約担当者が契約書を渡すときに提出しますので、必ず積算内訳書を用意して入札に参加してください。

2 積算内訳書は、別紙の積算内訳書(作成例)によって作成してください。

■入札金額と積算内訳書は同額となります。

■値引きがある場合は工事価格の下段の空欄にマイナス(△)で記載してください。

3 2回目の入札にあつては、積算内訳書の提出は要しません。また、落札決定した入札に関し積算内訳書が必要と判断された場合は、町の指定した期日までに積算内訳書を提出していただきます。

4 次に該当する場合はその入札書が無効とし、「競争入札参加者指名停止等措置要領」に基づく措置が行われる場合があります。

■積算内訳書が提出されない場合(一部未提出、白紙を含む。)

■当該内訳書と無関係な書類である場合。

■他の工事又は他の入札参加者が積算したと認められる場合。

■入札書の金額と積算内訳書の積算金額が不一致の場合

■積算内訳書の適切な見積を行っていないと認められる場合

■その他不備がある場合。

5 工事等の入札において、談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札を保留とし、「厚真町談合情報事務処理要綱」に基づく措置を講じます。









# 積算内訳書（作成例）

平成 年 月 日

厚真町長 様

所在地 ○○町

入札者 商号又は名称 株式会社 ○ ○ ○ ○

代表者の氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

（代理人 ○ ○ ○ ○ 印）

○ 工 事（業 務） 名 : ○○センター運転管理業務

○ 履 行 場 所 : 厚真町字○○

積算金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 （上記の金額は入札金額と同額とする。）

工種・種別・名称など	数 量	単 価	金 額	摘 要
点検作業費			○○○, ○○○	
保守作業費			○○○, ○○○	
水質検査費			○○○, ○○○	
緊急時保守点検費			○○○, ○○○	
植栽管理費			○○○, ○○○	
その他			○○○, ○○○	
直接業務費計			○, ○○○, ○○○	
直接経費			○, ○○○, ○○○	
技術経費			○, ○○○, ○○○	
間接経費計			○, ○○○, ○○○	
業務委託価格			○, ○○○, ○○○	
業務価格計（入札記載金額）			○, ○○○, ○○○	

『記載上の注意点』

- ・「工種・種別・名称など」の欄には、設計書「数量総括表」の項目、工種、種別及び直接経費、間接経費、諸経費、技術経費等のうち当該業務に該当する項目すべてについて記入すること。
- ・積算金額は税抜きとし、「積算価格計」と「入札金額」は同額となること。

